一般競争入札の参加者の資格等(告示)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下、「令」という。)第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和7年2月18日

長崎県立長崎図書館 館長 池田 浩

- 1 競争入札に付する事項
 - 郷土資料センター駐車場管制機器保守点検業務委託
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として 知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札 代理人として使用する者
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
 - (6) この告示の日から入札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
 - (7) この告示の日から入札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除 要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- 3 競争入札参加者の資格及び審査
 - (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。
 - (2) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率(純利益、固定長期適合率及び流動比率)
- 4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
 - (1) 申請の時期
 - この告示の日から令和7年3月3日(月曜日)の午後5時までとする。
 - (2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県のホームページから入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

- イ 法人にあっては、登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長が発行する身元(分)証明書及び住所地の市町村長が 発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登 記されていないことの証明書
- エ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- オ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを 証する証明書
- カ 印鑑届 (様式第3号)
- キ 口座振替申込書(様式第4号)

※提出書類は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語 の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条 に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(住所) 〒850-0007 長崎市立山1丁目1-51

(名称) 長崎県立長崎図書館郷土課

(電話) 095-826-5258

(6) 入札への参加を希望する者の責務

提出した書類に関して、長崎県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書(様式第5号)により通知(郵送)する。

6 資格の有効期限

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年3月31日までとする。

7 資格審査申請書記載事項の変更届

競争入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更が あったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届(様式第6号)を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 資本金(法人の場合)
- (5) 使用印鑑
- (6) 委任事項

- (7)金融機関取引口座
- (8) 電話番号
- (9) 県内支店又は県内事業所の廃止又は新設に伴う常勤の従業員数

8 資格の取消し等

- (1)競争入札参加者の資格を有する者が、2 O(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、 当該資格を取り消す。
- (2)競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該 資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人そ の他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3)資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、 当該資格者にその旨を通知する。